

# 法律知識

No.79

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。



弁護士 大橋 征平

介護福祉課 主幹  
(所属：福島県弁護士会)

Q

隣の家の木の枝が越境してきています。建物などに接触する様子はありませんが、自分の土地の領域にはほかの人の物があるのは嫌なので、隣家からはみ出してきた枝を切りたいと思っています。以前、土地の境界を越えてきた根っこは切断しても良いと目にしましたが、枝の場合はどうなりますか。切除できる場合、切除にかかった費用は木の所有者に請求できますか。



A

越境している枝については、過去に何度か扱ってきました。改正前の民法の定めは、越境している根は切り取ることができるが、越境している枝については、切除を隣人に請求できただけで、切除されない場合に、強制的に切除するには、裁判を起こさないといけないというものでした。

現在の民法の定めは、根を切り取ることができるというのは同様ですが、枝については、一定の場合には、裁判を起こさずとも、切除できるというものになっています。一定の場合というのは、木の所有者に枝を切るよう催告したにもかかわらず、相当の期間内に切除されない場合、木の所有者を知ることができないかまたは所有者の所在を知ることができない場合、窮迫の事情がある場合です。

これらの条件を満たせば、裁判をしなくとも、越境した枝を切除できます。なお、切除した枝は、処分できます。

枝を切除することによってかかる費用については、木の所有者に請求できます。ただし、費用を強制的に取り立てようとする場合、裁判が必要になります。

各出張所で法律相談会を  
開催しています  
(各回ともに13時~16時)

開催日

- 福島出張所 9月4日(月)、10月2日(月)
- いわき出張所 9月12日(火)、9月26日(火)  
10月10日(火)、10月24日(火)
- 二本松出張所 9月19日(火)、10月17日(火)